

(案)

資料No. 8

2会廃審第 号
令和3年 月 日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市廃棄物処理運営審議会
会 長 平澤 賢一

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の改訂について（答申）

令和2年12月21日付け2廃第547号で諮問のありました標記の件について、会津若松市廃棄物処理運営審議会条例第2条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答 申 (案)

当審議会において慎重に審議を重ねた結果、会津若松市一般廃棄物処理基本計画改訂案については、以下の理由から適切であると判断いたします。

1 計画前期における検証

「1人1日あたりのごみの排出量970g」の達成は、現状の推移では難しいと考えられるため、今後も一層のごみ減量化が必要である。特にPDCAサイクルに基づく進行管理では、チェック（点検・評価）とアクション（見直し）のフォローが低調であるとの印象を受ける。これらを改善するには、先進自治体などの取り組みを分析するとともに、積極的に視察研修を行うなど新たな施策に取り組む姿勢が重要である。また、事業等の見直しを行う際は、外部評価など新たな視点を取り入れることが望ましいと考える。

2 改訂内容の検証

(1) 計画の基本方針について

これまで会津若松市においても「循環型社会の構築」という観点から「3R」の取り組みを進めてきた。

計画後期においても、国が推奨する「2R（リデュース・リユース）」に力を入れ、ごみの発生抑制を実現することで、3R運動の更なる推進が図られることから、継続すべきである。

(2) 目標値の設定について（1人1日あたりの排出量）

現計画の指標である「1人1日あたりのごみ排出量」については、早期に目標値970gを達成し、その後、更なる高い水準を目指して取り組もうとするものであり、当審議会としては、現状の排出実績から市の示す目標値を据え置くことは妥当性があるものと判断する。

(3) 重点事項について

燃やせるごみの排出量を重点目標（29,983トン/年）に設定したことについては、会津若松地方広域市町村圏整備組合が建設する新ごみ焼却施設の焼却能力との関係から妥当であると判断する。その実現には、新たなごみ減量化施策を、市民・事業者・行政が一体となり推進する必要がある。

- ①「ごみ減量等推進員」を創設するにあたっては、区長会との調整を行い、活動する推進員の役割を明確に示すこと。また、年に1回程度、情報交換の場を設け、各町内会において減量効果のあった事例等の紹介をすること。
- ②「ごみの見える化」の推進にあたっては、ごみの減量は市民と意識を共有することが重要であり、ごみの現状や様々な市民の活動を紹介するなど、分かりやすく提供する情報紙を定期的に発行すること。
- ③「古布類」を資源化品目に追加し分別収集を始めることは、減量化が期待できるものとする。

[附帯意見]

当審議会において、以下の意見も出されており、これらも参考に取り組みを検討されたい。

- 市民一人ひとりがごみを出さない工夫をして、地球温暖化につながる温室効果ガス削減の視点からごみ減量に取り組むこと。
- 市のリサイクルコーナーの拡充を図り、リユースの推進に取り組むこと。
- 全国展開するコンビニなどの事業所に対しても、食品ロス削減のため近隣市町村や国・県と協力しながら、ごみ減量への働きかけを行うこと。
- 過去においてコンポストによる生ごみの減量が積極的に進められてきたが、市民にはその意識が薄れてきており、再度の啓発や支援を図ること。

○有料化については、